

生徒心得

第1章 通則

- 1 深夜外出及び外泊を禁止する。
但し止むを得ず外泊する時は必ず保護者の承諾を得る。時間外は必ず保護者同伴とする。
- 2 喫煙・飲酒は絶対にしてはならない。
- 3 風紀上好ましくない場所には立入らない。(浜松地区高等学校生徒指導連合会補導細則参照のこと)
- 4 品性を害するような図書、新聞、雑誌等を所持閲読しない。
- 5 学校長の許可なく団体を組織し、集会を催し、文書を発行し又は金品を徴収しない。
- 6 各自被服その他所有物には、必ず学年、組、番号、氏名を明記する。
- 7 通学の際多額の金銭を所持しない。
- 8 交通道德を守り交通法規に違反しない。(交通関係遵守事項、自転車通学の許可基準参照のこと)
- 9 インターネット、SNSの利用においては法規違反、マナー違反をしない。
- 10 いじめは違法行為である。絶対にしない。

第2章 服装、容儀

- 1 服装は質素清潔を旨とする。
- 2 平日の登下校での通学の際は所定の学生服、制服、靴(黒色皮靴短靴、但し合成皮革のものでもよい)を着用する。冬服について、男子は黒色詰襟の学生服を着用し、カラー、校章を所定の場所に付け、女子は紺色制服着用し、校章を所定の場所に着ける。
夏服について、男子は上衣を着用せず白カッターシャツ(Yシャツ)とする。また、学校指定の半袖ポロシャツを着用することもできる。女子については、上着を着用せず、ネクタイをしないで、ブラウス・ベストを着用する。また、学校指定の半袖ポロシャツを着用することもできる。女子については合服(冬ブラウス、ネクタイ、ベスト着用)を認める。更衣時期は定めない。
- 3 コートを使用する場合、色は黒・紺・グレーとし、自転車通学等の妨げとならないものとする。
- 4 化粧(アイプチ、色付きリップ含む)、ネックレス、指輪、ピアス、マニキュアなどしない。
- 5 異装をする者は事前に異装願を提出して異装許可証を所持する。
- 6 髪は清潔で高校生らしい端正な髪型であること。また頭髪は常識をわきまえた長さとする。パーマ、ウェーブ、カールなどをしないこと。また女子はリボンや髪かざりなどをつけないこと。ビジネスパーソチェック(身だしなみ検査)の基準の具体は、生徒心得細則を参照すること。

第3章 礼儀・態度

- 1 長上者や外来者に会った時は挨拶・会釈をする。
- 2 長上者や外来者のいる室に出入する時は、在室者の了解を求め、失礼にならないようにする。

- 3 長上者や外来者に対応する時は言語を明瞭丁寧にし、礼儀を失する態度をしない。
- 4 集会の時には速やかに集まり静粛にして私語などしない。

第4章 校 内

- 1 生徒は始業5分前までに登校する。(本校の通常の始業時刻は午前8時30分である。) 当日欠席、遅刻する者は始業時までに保護者または保護者に代る者が、きずなネットネットで学校へ連絡すること。(特段の事情がある場合は電話でも可能) 忌引日数(父母7日以内・祖父母3日以内・曾祖父母1日・兄弟姉妹3日以内・伯父母1日)
- 2 登校後、放課時までは校外に出ない。ただし止むを得ず外出する時はHR担任より外出許可証を受領する。
- 3 教室、廊下、階段等で遊技をしたり走ったり、放歌口笛等喧噪にわたる行為はしない。
- 4 許可なくして指定外の場所に立入らない。
- 5 建物、備品、樹木等を愛護し、落書又は破損をしたりしない。
- 6 窓ガラス、器具等を破損した時は、直ちにHR担任に申出て事由によっては弁償の責を負う。
- 7 許可なくして、器具、薬品、その他校有物を使用しない。
- 8 拾得物又は紛失物は速やかに届け出る。
- 9 常に掲示や放送等による連絡・指導事項に注意する。
- 10 用のない生徒は速やかに下校すること。ただし、顧問付添いの部活動については顧問の指示による。また特別の事情があつて下校が遅くなる時は、関係教師の許可を得なければならない。
- 11 校内に不必要な遊具、雑誌、飲食物等を持ち込まない。
- 12 部室は、常に清潔、整頓を心掛ける。但し、原則として、午前8:30分から終礼時まで部室の使用を禁止する。また、原則部活動終了後、速やかに部室を施錠する。これを違反した場合や本来の目的以外で使用された場合は、部室を相当期間閉鎖することがある。

第5章 授 業

- 1 始業の合図で所定の位置につき静かにする。
- 2 授業の始めと終りには、起立して教師との礼を交わす。
- 3 授業中は、その教科の学習用具以外は机の上に置かないこと。
- 4 授業中は、静かにし、他人の学習や授業の進行をさまたげないこと。
- 5 遅刻して教室に入る時は入室許可証を提出して教師の指示を受ける。
- 6 早退、欠課する時はHR担任又は他の教師の許可を受ける。但し早退する時はHR担任より早退許可証を受領する。
- 7 教科書、用具等を忘れた時は授業前に届け出る。

第6章 通 学

- 1 通学の途上では交通法規を守り浜商生として見苦しい言動をしない。
- 2 電車、バス等で通学する時は、危険な行為や他の乗客の迷惑になるような行為をしない。

- 3 帰宅時間が平素より遅れることが、あらかじめわかっている時は保護者に告げて登校する。また急にやむをえない事情で帰宅が遅れる場合にも電話などにより、その理由と帰宅予定時刻を保護者に告げ臨機の処置をとる。
- 4 通学用バッグ
通学用バッグは、一人一台端末の持ち運びに適したものであり、色・形状については、ビジネス場面に通用する物を使用する。部活動で使用しているバッグは使用できる。華美なものは使用しない。

第7章 掃 除

- 1 掃除を分けて普通掃除及び大掃除とする。
- 2 普通掃除は毎日終業後当番生徒が行う。
- 3 掃除分担区は、学年始に保健課より公示する。
- 4 当番の勤務はおおむね下記のとおりである。
 - (1) 掃除分担区の清掃を行い、用具の整頓をすること。
 - (2) 戸窓の開閉に留意すること。
 - (3) ゴミは分別区分に従って所定の場所へ整頓して捨てること。
 - (4) 掃除が終わった時は必ず指導教師の検査を受ける。
 - (5) 大掃除は必要に応じて臨時に行う。尚、大掃除は全生徒で取り組む。
 - (6) 当番勤務は放課後のすべての活動に優先する。

第8章 保健衛生

- 1 平素保健衛生に留意し諸事清潔にする。
- 2 便所は特に清潔にし使用後は手を洗う。
- 3 学校で病気になったり、負傷したりしたときは速かにHR担任又は養護教諭に届け出て手当をうける。
- 4 医師により、学校感染症と診断された場合は、HR担任に速やかに報告する。その後医師より登校の許可を受け「登校許可証明書」を学校に提出し登校する。
- 5 心に悩みや不安がある場合には、HR担任や教育相談の教師等に相談する。

第9章 校 外 (休業日を含む)

- 1 飲食起居すべて節度を失わず生活を規律的にし、常に健康の維持増進に努める。
- 2 家事を手伝い、勤労を愛し、善良な家庭人、並びに市民としての修業を積む。
- 3 平日においては予習、復習を励行する。休業期間中は課題の研究を着実に実施する外、適宜な学科の自学自習に努める。
- 4 常に余暇の善用に心掛け、自己の趣味、興味、適性の発見に努める。
- 5 不健全な交友を慎み、入場禁止場所へ出入しない。
- 6 外出の際は特に服装を正し、言動を慎み本校生徒としての本分にもとらぬよう注意する。
- 7 旅行の際は、本校生徒としての自覚をもち、安全、衛生に注意し、公衆道徳を守り、本校名誉を汚さないように努める。
- 8 通常の学期中のアルバイトは禁止する。ただし、経済的な理由等でやむを得ない事情が

発生した場合については要相談とする。休業期間中のアルバイトは、学習に支障を来すおそれのない場合に限り、本校所定の手続きを経たうえで全休業期間の半分の日数を越えない範囲で校長が許可する。承認証は、就業中常に携帯しなければならない。また、アルバイトを終了した時は必ずアルバイト報告書を提出し、承認証を返却しなければならない。

- 9 旅行、登山、スキー、スケート、キャンプ、ホステリング等をする際は事前に計画書を提出して校長の許可、承認を受けなければならない。冬山登山は禁止する。
- 10 浜松祭りなど各地域で催される祭典等への参加については、各自治体が定める参加願書を校長に提出し、許可を受けなければならない。

第10章 交 友

- 1 交友についてはおたがいの人格を尊重し、忠告すべきことは厳しく忠告して、真心をもって真の友情を育て、生涯を通じての友であるように努める。
- 2 交友の範囲については、高校生間にとどめるのが望ましく、おたがいに敬愛と寛容の心をもって接し、暴力はあくまで否定する。
- 3 親しい間柄でも、むやみに金銭や物品の貸借・贈答・招待などしない。
- 4 男女の交際はたがいに敬愛し、明るく正しく、相手の立場を尊重した健全なものでなければならない。
 - (1) 交際にあたっては学校と家庭の適切な指導と理解を得るように努めなければならない。
 - (2) 他人の誤解を招く、ひんしゆくを買う行動は厳に慎まなければならない。

第11章 願 届

- 1 願届書はすべて保護者又は代理保証人が署名の上学校長宛でHR担任に提出する。
- 2 願届書を提出しなければならない時は次の通りである。
 - (1) 入学の時
 - (2) 寄宿する時
 - (3) 住所姓名を変更した時
 - (4) 退学する時
 - (5) 休学する時
 - (6) 復学する時
 - (7) 転学する時
 - (8) 証明書（成績、卒業見込、在学、身分）の下附を願う時
 - (9) その他
 - 部活動変更願
 - 異装許可願
 - 遺失（拾得）物届
 - アルバイト許可願
 - 旅行許可願
 - 他団体主催行事への参加許可願

1 女子服装基準

服装 シングル三ケ口釦スーツ及びベスト

(1) 冬上衣

- 生地 表地は濃紺サージ、裏地は黒。
上着丈 ウエスト線より 18 cm位のばす。
袖 一枚袖 ボタンなし。
ポケット 表は雨フタ付、玉縁。左胸に箱ポケットをつける。
内ポケットは下前の見返し裏布の縫目につける。
襟 小丸にて胸あけは狭くする。
ボタン 黒ボタン3ヶ。
校章 左襟につける。

(2) 下衣

① スカート

生地 上衣と同じ。

スカート丈

立膝をついた状態で、床に概ね 5 cm余る長さであり、立位の状態で膝が隠れる長さとする。

ひだ数 箱ひだ8とする。

② スラックス

紺色、学校規定のもの

※①スカート及び②スラックスはどちらを着用してもよい。

(3) ブラウス

- 生地 白の綿又はテトロン混合。
襟 丸襟のカッターシャツブラウス前開き。
ポケット 左胸につける。
袖 長袖、シングルカフス付。
着用 ブラウスの裾をスカートの中に入れる。

(4) 防寒衣

- ① 防寒コートの使用を認める。色は、華美でないもの（例として黒・紺・グレー等）とし、自転車通学等の妨げとならないものとする。
- ② 冬季スカート着用時は、学校指定のソックスまたは(a)黒のストッキング(b)黒のストッキングの上に黒のソックスとする。黒のソックスのみの着用はしない。

(5) ネクタイ

生地 紺色、学校規定のもの（学校購買にあり）。

(6) ベスト

- 生地 濃紺サマーウール。
ポケット 左胸に片玉玉縁ポケットをつける。
ボタン 黒ボタン四ヶ。

(7) 夏半袖ブラウス

- 生地 白の綿又はテトロン混合。
襟 丸襟、ショール・カラー（たちぶんなし）。
ポケット 左胸につける。
袖 半袖。
着用 ブラウスの裾をスカートの中に入れる。

2 男子標準学生服

(1) 冬上衣

- 胴部分は極端にスリムとしない。
上衣丈は極端に長くも短くもない。まっすぐ指をのばし、中指の第2関節ぐらいの長さ。
袖口はラップ型でない。
上衣ボタンは5ヶ。
袖ボタンは2ヶ。
衿、肩、前立、袖、脇ポケット部分等にステッチをかけない。
袖、前合せ部分等にチャックを付けない。
ポケットの付け方は極端に斜めとしない。
裏地は無地とする。華美なものを使用しない。
（赤色、トラ、ワシ等のワンポイントマーク）
ベントを入れない。
後衿の高さは4 cmを標準とする。
カラーを着用すること。（詰め襟上部に縫い付けられているものも可とする。）

(2) ズボン

- ストレート型が標準である。
ループ付（7本～8本）ループ巾1 cm、長さ4.5～5.0 cm。
ノータック又はワンタック。
ポケットは斜め又は縦型。
後ポケット2ヶ（切りポケット）
裾口は22～24 cmを標準とする。
わたり巾を極端に太くしない。
裾がダブルの場合、巾は3～4 cm。
ハイウエストにしない。

3 共通

(1) ソックス

学校指定のソックスとする。

(2) 夏半袖ポロシャツ（希望購入品）

校章付き学校規定のもの。白色、紺色。

(3) ベルト 黒、茶、紺とし、フォーマル（皮、合皮）なものを着用する。

4 更衣について

各自の体調等により定められた服装で調節すること。